

わくわく出雲生活実現支援事業に係る対象要件の拡充について

東京圏からの移住促進のため、国の地方創生移住支援事業を活用し、「わくわく出雲生活実現支援事業」として、東京圏からの移住者に支援金を交付しています。このたび、テレワークによる移住者に対応するため、以下のとおり対象要件の拡充を行います。

1. わくわく出雲生活実現支援事業について

対象者：東京23区（5年以上在住者または5年以上通勤者等）から出雲市に移住し、
就業等する者

交付額：1世帯あたり100万円

（18歳未満の子1人につき100万円の加算あり）

単身の場合60万円

財 源：国県3／4

2. 対象要件の追加について

県の補助要綱のうち、従来、出雲市では①就業要件、②起業要件を対象としていますが、さらに10月1日から③テレワーク要件（東京圏の会社に籍を残したまま、本市に移住し、テレワークをされる方）も適用することとします。当該要件の適用については、松江市ほか他自治体でも移住支援金の対象要件とされています。

本市では、令和4年3月に日御碕サテライトオフィスを開設し、本年11月に（仮称）IT企業スタートアップ支援施設の開所をする予定です。これらの施設等を積極的に活用し、テレワークによる移住を促進します。

3. 予算対応

当面、現行予算で対応し、不足が見込まれる場合には、補正予算への計上を検討します。